

盛岡市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき市長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年1月31日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	菅原和彦
同	瀬川光夫
同	八木橋美紀

- |              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和3年11月26日付け3盛監第39号               |
| 2 対象部署       | 市長公室，交流推進部，子ども未来部，玉山総合事務所，<br>会計課 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                           |